

## 議案件名（平成29年第4回定例会）

予算案	6件（補正予算6件）
条例案	10件（一部改正9件、廃止1件）
一般議案	8件（宝くじの発売額1件、指定管理者の指定7件）
計	24件

## （ 予 算 案 ）

- 1 平成29年度千葉市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成29年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成29年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成29年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成29年度千葉市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成29年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）

## （ 条 例 案 ）

- 1 千葉市個人情報保護条例の一部改正について（総務局 総務部 政策法務課）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ、個人情報の定義の明確化を図るほか、所要の改正を行う。

- (1) 個人識別符号が個人情報に該当する旨を規定する。
  - ※個人識別符号(次のいずれかに該当するもの)
    - ・特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号(顔認証データ、DNAデータ等)
    - ・個人に発行されるカードに記載等された符号(運転免許証番号、旅券番号等)
- (2) 他の情報との照合により特定の個人を識別することができる情報は、個人情報に該当する旨を規定する。(現在は照合が容易であることが要件)
  - ※ (1)、(2)ともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と同じ内容
- (3) 施行期日 H30.4.1
- (4) 法改正 H28.5.27公布 H29.5.30ほか施行

2 千葉市職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を引き上げる。

(1) 一般職

ア 給料表の改定

(ア) 行政職 平均0.2%の引上げ

※ 初任給を800円引上げ。その他は400円の引上げを基本に改定

(イ) その他の職 行政職との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当の引上げ(医師・歯科医師)

月額(上限額) 216,900円 → 217,200円

ウ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ

(ア) 平成29年12月期 2.225月 → 2.325月(+0.10月)

(イ) 平成30年 6月期 2.075月 → 2.125月(+0.05月)

12月期 2.225月 → 2.275月(+0.05月)

※ 期末・勤勉手当の年間支給月数 4.30月 → 4.40月(+0.10月)

エ 昇給抑制の回復

給与制度の総合的見直しの実施に伴い平成27年に抑制した昇給の回復(平成30年4月1日において44歳に満たない職員の号給を1号給上位に調整)

(2) 特別職

期末手当の支給月数の引上げ

(ア) 平成29年12月期 2.225月 → 2.325月(+0.10月)

(イ) 平成30年 6月期 2.075月 → 2.125月(+0.05月)

12月期 2.225月 → 2.275月(+0.05月)

※ 期末手当の年間支給月数 4.30月 → 4.40月(+0.10月)

(3) 施行期日 公布の日(H29.4.1から適用。ただし、期末・勤勉手当はH29.12.1から適用)

3 千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、再任用短時間勤務職員の子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めるほか、所要の改正を行う。

(1) 再任用短時間勤務職員について、当該職員又は配偶者が当該子の1歳6か月到達日において育児休業中であり、かつ、その日後において育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合(保育所待機状態にある場合等)は、当該子の2歳到達日まで育児休業をすることができることとする。

(2) 施行期日 H30.1.1

(3) 法改正 H29.3.31公布 H29.10.1施行

#### 4 千葉市中心身障害児童福祉手当支給条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

心身障害児童を父母が共に監護する場合の受給権者に関する規定を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 重度の心身障害のある児童を父母が共に監護している場合は、父母のうち当該児童の生計を維持する者に手当を支給する旨を規定する。
- (2) 施行期日 H30. 4. 1

#### 5 千葉市中心身障害者福祉手当支給条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

手当の額を改定するとともに、助成対象者を改めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 手当の額を改定する。  
月額 7,000円 → 5,000円  
※ 複数の障害を有する「重複障害者」については月額10,500円に変更なし。
- (2) 65歳以上で新たに重度の心身障害となった者を助成対象外とする。
- (3) 施行期日 H30. 4. 1

#### 6 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

所得制限に係る所得の算出方法を改めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 長期譲渡所得については、当該所得に係る特別控除額を控除した額とする。
- (2) 施行期日 H30. 4. 1

#### 7 千葉市自転車競走実施条例の一部改正について

(経済農政局 経済部 公営事業事務所)

千葉競輪を千葉競輪場以外の競輪場で開催することができることとするほか、所要の改正を行う。

- (1) 千葉競輪場の再整備に伴い、同競輪場が使用できなくなることから、千葉競輪を他の競輪場で開催することができることとする。
- (2) 千葉競輪場を本市の競走場とする旨を定める「千葉市自転車競走場に関する条例」は、廃止する。(本条例に統合)
- (3) 施行期日 H30. 4. 1

8 千葉市ビジネス支援センター設置管理条例の廃止について

(経済農政局 経済部 産業支援課)

ビジネス支援センターを廃止する。

- (1) 情報通信技術の進歩により居室を必要としない創業形態が増えていること、また、レンタルオフィス事業者との連携により多様な居室ニーズへの対応が可能であること、そのため、創業時における居室の提供等を継続して行っていく必要性が低下したこと等から、廃止する。(今後は相談事業等のソフト面での支援を強化・充実)

・施設の概要

ア 位置 中央区中央4丁目5番1号 Qiball(きぼーる)13階～15階  
 イ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造  
 ウ 延床面積 約3,091㎡(公共共用部分を含む)  
 エ 設置時期 平成19年10月  
 オ 施設 会議室、ビジネスインキュベート室など

- (2) 施行期日 H30.7.1

9 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築指導課)

新たに地区計画が定められた千葉大学亥鼻キャンパス地区の地区整備計画区域を条例の適用範囲に加えるとともに、幕張新都心若葉住宅地区の地区計画の変更に伴い建築物の用途の制限等を変更する。

- (1) 千葉大学亥鼻キャンパス地区地区整備計画の追加

ア 適用区域 中央区亥鼻1丁目及び矢作町の各一部(約26.4ha)

イ 主な制限内容

地区の名称		用途の制限(主なもの)				高さの最高限度
		住宅	事務所	店舗	病院	
大学地区	(A)	×	○	○※	○	50m(20mを緩和)
	(B)	×	○	○※	○	15m
地域交流地区		×	○	○	○	10m
風致保全地区		×	×	×	×	
病院地区		○	○	○	○	—

※ 建築物に附属するものに限る。

- (2) 幕張新都心若葉住宅地区の地区計画の変更に伴う建築物の用途の制限等の変更

ア 適用区域 美浜区若葉3丁目及びひび野1丁目の各一部(約30.4ha)

イ 主な変更内容

用途の制限の追加	次の建築物を追加(現在はマージャン屋、ぱちんこ屋等) ・畜舎(ペットショップ、動物病院等を除く) ・納骨堂 ・集会場(葬儀を行うもの) ・性風俗特殊営業、電話異性紹介営業の用に供するもの
用途の制限の緩和	(変更前) 2階建ての附属自動車車庫(建築基準法による制限) (変更後) 3階建ての附属自動車車庫(位置の制限あり)

- (3) 施行期日 公布の日

10 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

千葉公園の球技場及び庭球場を廃止する。

- (1) 千葉競輪場(千葉公園内)の再整備に伴い、同競輪場内にある球技場及び庭球場(4面)を廃止する。
- (2) 施行期日 H30.1.1

( 一 般 議 案 )

1 当せん金付証票の発売額について (財政局 財政部 資金課)

平成30年度における発売額 100億円以内

- (1) 当せん金付証票(宝くじ)の発売限度額を定める。

2 指定管理者の指定について (保健福祉局 地域福祉課)

施設の名称 千葉市ハーモニープラザ  
指定管理者 千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体  
指定期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

- (1) 施設の所在地 中央区千葉寺町1208番地2
- (2) 指定管理者の概要
  - ア 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団(代表)
    - (ア) 設 立 S46.7
    - (イ) 所 在 地 中央区千葉寺町1208番地2
    - (ウ) 従業員数 599人
  - イ 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
    - (ア) 設 立 S27.2
    - (イ) 所 在 地 中央区千葉寺町1208番地2
    - (ウ) 従業員数 1,011人
  - ウ 公益財団法人千葉市文化振興財団
    - (ア) 設 立 S48.2
    - (イ) 所 在 地 中央区中央2丁目5番1号
    - (ウ) 従業員数 77人

3 指定管理者の指定について

(保健福祉局 健康部 生活衛生課)

施設の名称	千葉県平和公園
指定管理者	平和公園パートナーズ
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(1) 施設の所在地 若葉区多部田町1492番地2

(2) 指定管理者の概要

ア 西武造園株式会社(代表)

(ア) 設 立 S26.2

(イ) 所 在 地 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

(ウ) 従業員数 939人

イ イオンディライト株式会社

(ア) 設 立 S47.11

(イ) 所 在 地 大阪府中央区南船場2丁目3番2号

(ウ) 従業員数 6,402人

4 指定管理者の指定について

(保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課)

施設の名称	千葉県幸老人センター
指定管理者	千葉幸町団地自治会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(1) 施設の所在地 美浜区幸町2丁目12番11号

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 S45.1

イ 所 在 地 美浜区幸町2丁目11番26棟301号

5 指定管理者の指定について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

施設の名称	千葉市民ゴルフ場
指定管理者	内山緑地建設株式会社関東支店
指定期間	平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

(1) 施設の所在地 若葉区下田町1005番地

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 S38.6

イ 所 在 地 千葉県市原市姉崎海岸20番

ウ 従業員数 51人

## 6 指定管理者の指定について

(経済農政局 農政部 農政センター農業経営支援課)

施設の名称	千葉市ふるさと農園
指定管理者	千葉みらい農業協同組合・一般社団法人千葉市園芸協会
指定期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(1) 施設の所在地 花見川区三角町656番地の3

(2) 指定管理者の概要

ア 千葉みらい農業協同組合(代表)

(ア) 設 立 H13.7

(イ) 所 在 地 中央区千葉港5番25号

(ウ) 従業員数 312人

イ 一般社団法人千葉市園芸協会

(ア) 設 立 S58.4

(イ) 所 在 地 若葉区古泉町537番地

(ウ) 従業員数 4人

## 7 指定管理者の指定について

(経済農政局 農政部 農政センター農業経営支援課)

施設の名称	千葉市下田都市農業交流センター
指定管理者	下田ふれあい交流施設管理運営組合
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(1) 施設の所在地 若葉区下田町971番地

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 H19.10

イ 所 在 地 若葉区下田町1210番地

ウ 従業員数 22人

## 8 指定管理者の指定について

(経済農政局 農政部 農政センター農業生産振興課)

施設の名称	千葉市乳牛育成牧場
指定管理者	千葉酪農農業協同組合
指定期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

(1) 施設の所在地 若葉区富田町983番地の1

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 S28.10

イ 所 在 地 若葉区富田町1033番地1

ウ 従業員数 98人